

調査資料
その他(国内)

經濟攻究会關係資料

大正
十五年

73419

田中鐵三郎氏關係資料

旧番号
い24(298)

金融史資料	
分類記号	I A x
整理番号	22(298)
資料名	田中鐵三郎氏 所藏資料
保管容器	口107

研30009

通貨、金融史料	
分類	I Ba ビソ
整理番号	い24/298
受入番号	い3481
名称	田中鐵三郎氏 所藏史料
備考	

73419

経済研究会関係資料

大正十五年

金融史資料	
分類記号	IAx
整理番号	22(298)
資料名	田中鉄三郎 所蔵資
保管容器	口107

研30009

通貨、金融史料	
分類	IBa 29
整理番号	24 29
受入番号	348
名称	田中鉄三郎 所蔵史
備考	

73419

経済研究会関係資料

大正十五年

経済研究会関係資料

金融史資料	
分類記号	IAx
整理番号	22(298)
資料名	田中鉄三郎氏 所蔵資料
保管容器	口107

研30009

通貨、金融史料	
分類	IBa ㄆㄣ
整理番号	ㄆ24/298
受入番号	ㄆ3481
名称	田中鉄三郎氏 所蔵史料
備考	

73419

一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...
 十一、...
 十二、...
 十三、...
 十四、...
 十五、...
 十六、...
 十七、...
 十八、...
 十九、...
 二十、...
 二十一、...
 二十二、...
 二十三、...
 二十四、...
 二十五、...
 二十六、...
 二十七、...
 二十八、...
 二十九、...
 三十、...
 三十一、...
 三十二、...
 三十三、...
 三十四、...
 三十五、...
 三十六、...
 三十七、...
 三十八、...
 三十九、...
 四十、...
 四十一、...
 四十二、...
 四十三、...
 四十四、...
 四十五、...
 四十六、...
 四十七、...
 四十八、...
 四十九、...
 五十、...
 五十一、...
 五十二、...
 五十三、...
 五十四、...
 五十五、...
 五十六、...
 五十七、...
 五十八、...
 五十九、...
 六十、...
 六十一、...
 六十二、...
 六十三、...
 六十四、...
 六十五、...
 六十六、...
 六十七、...
 六十八、...
 六十九、...
 七十、...
 七十一、...
 七十二、...
 七十三、...
 七十四、...
 七十五、...
 七十六、...
 七十七、...
 七十八、...
 七十九、...
 八十、...
 八十一、...
 八十二、...
 八十三、...
 八十四、...
 八十五、...
 八十六、...
 八十七、...
 八十八、...
 八十九、...
 九十、...
 九十一、...
 九十二、...
 九十三、...
 九十四、...
 九十五、...
 九十六、...
 九十七、...
 九十八、...
 九十九、...
 一百、...

報 告

大正十一年九月二日交詢社ニ於テ經濟攻究會
 總會ヲ開キ前回ニ引續キ税制改正案ニ就キ審
 議ス
 當日及前回ニ決定セル所左ノ如シ

所得 税

- 一、第三種所得ニ綜合セル法人ノ配當ヲ第二種所得ニ移スコト (可決)
- 二、公債ノ利子ニ對スル税率ヲ百分ノ三ニ引下ゲ各種國債ノ利子ニモ同率ノ課税ヲナスコト (可決)
- 三、貯蓄預金以外ノ銀行預金利子及信託預金

利子 = ハ總テ第二種所得稅ヲ課シ又當座
 預金利子ハ免稅トスルコト (可決)
 四、社債及預金利子ニ對スル稅率ヲ百分ノ三
 = 引下ルコト (可決)
 五、第三種所得ノ免稅點ヲ千五百圓ニ引上ル
 コト (可決)
 △六、第三種所得ニ對スル稅率數ヲ半減スルト
 共ニ各稅率ヲ平均三割方引下ルコト (否決)
 七、法人ノ總益金中第二種ノ所得アルトキハ
 之ヲ總所得ヨリ除算スルコト (可決)
 更ニ左記諸項ニ就キ研究調査ノ必要アリトノ

意見多ク其結果委員ニ於テ原案ヲ起草シ次回
 總會ニ附議スルコトトナリタリ

追加原案

一、法人ノ積立金ハ其種類ニ依リ留保所得ノ
 稅率ニ差等ヲ設ケ法定積立金及社員恩給
 積立金ノ如キハ之ヲ輕クスルコト
 一、法人ノ清算所得ニ對スル稅率ヲ引下ルコト (甲土子)
 一、負債ノ利子、資産ノ減價償却、保險料、
 家賃、旅費等ヲ第三種所得中ヨリ控除ス
 ルコト

營業稅

營業稅改正案ニ就テハ原案ヲ否決シ改メテ之
 ガ全廢ヲ可決セリ其理由左ノ如シ
 營業稅全廢ニ就テハ種々ノ反對意見アリ就
 中其有力ナルモノハ所得稅ノ以テシテ
 ハ收益全般ニ亘リテ公平ニ課稅スルコト難
 ク殊ニ企業收益ニ對シテハ負擔連脱ノ餘地
 多キ等ノ弊アレバ其缺陷ヲ補フ爲メモ營
 業稅ヲ存置スル要アリト云フニアリ然レ
 共營業稅ハ如何ニ工夫スルモ收益ヲ基礎ト
 コテ適當ナル課稅標準ヲ定ムルコト難ク殊
 ニ營業稅目中ノ中樞タル物品販賣業ニ於テ
 其不便最モ甚ク且課稅標準ノ査定煩雜

ニシテ不公平ニ陥リ易ク納稅者ノ擔稅力ニ
 適應セサルノミナラス益々苛斂誅求ヲ極メ
 營業ノ存立ヲ危クシ産業ノ發達ヲ阻害スル
 コト多シ其國稅トシテ適當ナラサルコトハ
 既ニ各國ガ之ヲ廢止セルニ徴スルモ明カナ
 リサレバ斯クノ如キ惡稅ハ斷然廢止スベキ
 ナリ尤モ別次所得稅法改正案ニ於テ法人
 ノ配當ヲ第一種所得ニ移シ公債社債及預金
 利子ト同率ニ百分ノ三ヲ課稅スルコトニ改
 メタル結果累進率ノ適用ヲ受ケザルカタメ
 法人ノ負擔ガ現行法ニ比シ概シテ輕減サル
 レコトナリタルヲ以テ其缺陷ヲ補フ爲メ

三

法人税又ハ會社税トモ稱スヘキ性質ノ新税
ヲ起スカ其他之ニ代ル可キ所得税ノ補完税
ヲ案出スル必要アリト認ム

十一月九日午後四時半ヨリ
交詢社ニ於テ開會 次回議題

- 一 地租改正案 追加原案
- 一 所得税法改正案

以上

大正十一年十月四日

經濟研究會

去

新所得税法追加原案

個人積立金

1. 積立税率

五分ノ三 (二法日標)

2. 社会福祉積立

地租控用ヲ許サセ給ヒ
テ積立ニ至ラシム

五分ノ三

一 積立所得

一率ニ五分ノ七五ヲ課金上

更ニ新税率五分ノ三系甲ヲ採用シ課税率

法人税又ハ會社税トモ稱スヘキ性質ノ新税
ヲ起スカ其他之ニ代ル可キ所得税ノ補完税
ヲ案出スル必要アリト認ム

十一月九日午後四時半ヨリ
交詢社ニ於テ開會
次回議題
也且文王系

Handwritten notes in Japanese, including the word "去田" at the top and various illegible characters.

Handwritten notes in Japanese, including the word "地租" and "収益税".

報 告

大正十一年九月二日交詢社ニ於テ經濟攻究會總會ヲ開キ前同ニ引續キ
税制改正案ニ就キ審議ス
當日及前回ニ決定セル所左ノ如シ

所 得 税

- 一、第三種所得ニ綜合セル法人ノ配當ヲ第二種所得ニ移スコト (可決)
 - 二、公債ノ利子ニ對スル税率ヲ百分ノ三ニ引下ケ各種國債ノ利子ニモ同
率ノ課税ヲナスコト (可決)
 - 三、貯蓄預金以外ノ銀行預金利子及信託預金利子ニハ總テ第二種所得税
ヲ課シ又當座預金利子ハ免稅トスルコト (可決)
 - 四、社債及預金利子ニ對スル税率ヲ百分ノ三ニ引^上ルコト (可決)
 - 五、第三種所得ノ免稅點ヲ千五百圓ニ引上ルコト (可決)
 - △六、第三種所得ニ對スル税率數ヲ半減スルト共ニ各税率ヲ平均三割方引
下ルコト (否決)
- 七、法人ノ總益金中第二種ノ所得アルトキハ之ヲ總所得ヨリ除算スルコト

少者人ノ懸念金中第二種ノ税額マハイキハ五ノ懸念額ヨリ減算スルコト
(否決)

六 第三種税額ニ就テハ税率額マハ半額スルコト共ニ各税率マ平賦三階式用
(百兆)

正業三階式用ノ原案額マ千五百圓ニ用スルコト
(百兆)

四 第五種税額千ニ倍スル税率マ百分ノ三ニ用スルコト
(百兆)

三 積蓄貯金以外ノ儲蓄貯金千ハ税額イヌルコト
(百兆)

二 公費ノ貯蓄ニ倍スル税率マ百分ノ三ニ用テ各階式用ノ貯蓄ニ同
(百兆)

一 第三種税額ニ適合ナク人ノ預當マ第二種税額ニ倍スルコト (百兆)

1917年 10月 24日

附 録

更ニ左記諸項ニ就キ研究調査ノ必要アリトノ意見多ク其結果委員ニ於
(可決)

追加原案
一 法人ノ積立金ハ其種類ニ依リ留保所得ノ税率ニ差等ヲ設ケ法定積立
金及社員恩給積立金ノ如キハ之ヲ輕クスルコト

一 法人ノ清算所得ニ對スル税率ヲ引下ルコト
一 負債ノ利子、資産ノ減價償却、保険料、家賃、旅費等ヲ第三種所得
中ヨリ控除スルコト

營業稅
營業稅改正案ニ就テハ原案ヲ否決シ改メテ之カ全廢ヲ可決セリ其理由
左ノ如シ

營業稅全廢ニ就テハ種々ノ反對意見アリ就中其有力ナルモノハ所得
ノ減價償却、保險料、家賃、旅費等ヲ第三種所得中ヨリ控除スルコト

企業收益ニ對シテハ負擔減輕ノ餘地多キ等ノ弊アレハ其缺陷ヲ補フ
ニ對シテハ以テシテハ收益全般ニ亘リテ公平ニ課稅スルコト難ク殊ニ

一 積立金、負債、利子、保險料、(但シ主計官ノ積立金ニ限リ)ハ負擔減輕ノ餘地多キ等ノ弊アレハ其缺陷ヲ補フ
ニ對シテハ以テシテハ收益全般ニ亘リテ公平ニ課稅スルコト難ク殊ニ

企業連合ニ關シテハ其關係則シテ總數ヲ算入してハ其範圍ヲ解
釋シテ以テ之ヲ以テハ總數全體ニ亙リテ公平ニ課税スルコトヲ願フ事ニ
營業連合全體ニ對シテハ總數ノ以テ課税スルコトハ其範圍ヲ解

五ノ取
營業連合五案ニ對シテハ觀察ヲ否決シテ之ヲ以テ全體ニ亙リテ其理由
營業 法

- 中ヨリ選別スルコト
- 一 負擔ノ公平ヲ 實益ノ新舊附随ノ 利益等。 賦課率ヲ三割附帶
- 一 法人ノ 實益附帶ニ 課税スル標準ヲ用テスルコト
- 一 法人職員恩給 贈立金ノ課税ハ之ヲ課税スルコト
- 一 法人ノ 贈立金ハ其 實際ニ對シ 留附附帶ノ 標準ニ對シテ 實益附帶

庶賦觀察
マ觀察ヲ賦課シテ夫同聯合ニ課税スルコトイイセリ
更ニ之ヲ補完ニ總テ課税調査ノ必要アリイノ意見ニ其結果委員ニ對
イ

爲メニモ營業稅ヲ存置スル要アリト云フニアリ。然レ共營業稅ハ如何
ニ工夫スルモ收益ヲ基礎トシテ適當ナル課税標準ヲ定ムルコト難ク殊
ニ營業稅目中之中極タル物品販賣業ニ於テ其不便最モ甚ク且課税
標準ノ査定煩雜ニシテ不公平ニ陥リ易ク納稅者ノ擔稅力ニ適應セサル
ノミナラス益々苛斂誅求ヲ極メ營業ノ存立ヲ危クシ産業ノ發達ヲ阻害
スルコト多シ其國稅トシテ適當ナラサルコトハ既ニ各國力之ヲ廢止セ
ルニ徵スルモ明カナリサレハ斯クノ如キ惡稅ハ斷然廢止スヘキナリ、
尤モ別次所得稅法改正案ニ於テ法人ノ配當ヲ第二種所得ニ移シ公債社
債及預金利子ト同率ニ百分ノ三ヲ課税スルコトニ改メタル結果累進率
ノ適用ヲ受ケサルカタメ法人ノ負擔力現行法ニ比シ概シテ輕減サルル
コトトナリタルヲ以テ其缺陷ヲ補フ爲メ法人稅又ハ會社稅トモ稱スヘ
キ性質ノ新稅ヲ起スカ其他之ニ代ル可キ所得稅ノ補完稅ヲ案出スル必
要アリト認ム

要テリイニ

予對愛ノ海跡ヲ跋スル其無益ニ非ルハ百ノ一ニ過カズ
コトイハレリハハ以テ其無益ヲ斷テ去ル人此又ハ會進
ノ費用ヲ受テサレハハ人ノ負擔ニ出シテ其無益ヲ去
諸又其益ノ千ノ一ニ同率ニ百ノ一ニ三ニ増進スル
次子取夫和積成爲五察ニ就テ人ノ負擔ニ對シテ二
ハニ増スルハ其間益イニテ其負擔ニ對シテハ其負擔
ノシテハ益ノ蓄積ヲ求メテ其負擔ニ對シテハ其負擔
辦率ノ查取取難ニシテ不公平ニ附リ長ク其負擔
ニ營業總日中ノ中斷スル物品消費ニ就テ其不
ニ工夫スルハ其利益ヲ其負擔ニ對シテハ其負擔
其ハニテ營業總ヲ其負擔ニ對シテハ其負擔

十一月九日午後四時半ヨリ
交 訖 社 ニ 於 テ 開 會 次 回 議 題

- 一、地租改正案
- 二、所得稅法改正案 追加原案

以 上

大正十一年十一月四日

經 濟 政 究 會

所得稅法第二十一條第二項ノ留保所得ニ對スル果實稅率ハ
其ノ事業年度ニ於テ其留保所得中ノ兩ノ一ニ之ヲ適用スル
コト

大五十一号十一月四日

上

一、視察 總務課 課長 課長

一、視察 總務課 課長 課長

十一月六日午後四時半

一、法人ノ積立金ハ其ノ種類ニヨリ留保所得ニ左ノ通差等ヲ設

クルコト

A 甲、社員恩給基金、退職手當基金其ノ他之ニ類似スル積

立金ハ積立金其種類百分ノ二留保所得ニ左ノ通り差等

乙、法定積立金

百分ノ三

B 丙、其ノ他ノ積立金

百分ノ五

所得税法第二十一條第二項ノ留保所得ニ對スル累進税率ハ五

其ノ事業年度ニ於ケル留保所得中ノ丙ニノミ之ヲ適用スル

コト

一、法人ノ清算所得ニ對スル税率ヲ百分ノ五ニ改ム際スルコト

之ヲ適用スルコト

レ

一、法人ノ留保所得ニ課スル税率ハ百分ノ五ニ定ム

ロイ

其ノ事業手当ニ就キハ留保所得中ノ内ニハシテハ適用スル

留保所得率二十一點二厘ノ留保所得ニ課スル果敢税率ハ

四、其ノ册ノ留立金 百分ノ五

五、治安留立金 百分ノ三

立金 百分ノ二

一、甲ノ留保所得基金、退職手當基金其ノ册ニ課スル税率ハ

百分ノ五

一、法人ノ留立金ハ其ノ册ニ課スル税率ニ依リ留保所得ニ課スル税率ハ

報告

大正十一年十一月九日午後四時半ヨリ交詢社ニ於テ經濟
攻安會總會ヲ開キ前田ニ引續キ税制改正問題ニ就
キ協議ヲ為シ左記所得税法改正追加案ヲ可決セリ

一、法人積立金其種類ヨリ留保所得ニ左ノ通り差等

ヲ設クルコト

A. 法定積立金、社員恩給基金、退職手當基金、

其他之類似スル積立金 百分ノ三

B. 其他ノ積立金 百分ノ五

所得税法第二十一條第二項ノ留保所得ニ對スル累進
税率ハ其事業年度ニ於ケル留保所得中ノBニ

之ヲ適用スルコト

一、負債、利子ハ第三種所得ヨリ免除スルコト

農民ヲ利ヲ降ナメキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

議案

(二) 所得稅法改正追加案

一 租稅(所得稅ヲ除ク)及公共、科學、藝術、教育、社會慈善事業ニ對シテ爲シタル寄附金ヲ第三種所得ヨリ控除スルコト

(三) 地租 (再報)

- 一 地租ハ土地ノ時價ヲ標準トシテ課稅スルコト
- 二 地價ハ五年毎ニ納稅者ノ申告ニ基キ其選舉シタル審査委員ノ評價ニ依リ修正スルコト
- 三 田畑宅地所有者一戸付田畑一町步宅地五十坪ヲ總テ田畑宅地所有地ヨリ除外シ課稅ヲ免除スルコト
- 四 稅率ノ差別ヲ撤廢シ總テ有租地ニ對シ同一率ノ稅ヲ課スルコト

拜啓來十七日(金曜日)午後四時半銀行俱樂部

ニ於テ本會相開キ稅制ニ關シ引續キ市協議申上度候間市線合申出席シテ度高前田談合之趣旨ニ從ヒ今後協議會ハ可成食之可ニ

限ル事トシ食後ニ被時事ニ關シ談話會相催被候間申承知シテ度ハ申出席之有無必別紙並書ニテ返報願上候也

大正十一年十月十日 經濟政定會委員 志立鐵次郎

追前報書及次回議案別紙之通り有之候

大正 年 月 日

鐵道 伊東線製

農民共利ヲ略ナキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
議案
所得稅法改訂追加案

田中鐵三郎様
大正十一年十月十日
謹啓
入歳出表中末葉末段ニ歳出總計脱漏ハ
別紙五末段一九二二年欄四六六七〇
欄四九、五一九 差引 十二、八八八
一九二三年
欄四九、五一九 差引 十二、八八八

謹啓
日タイライターに作、差上げ末至歳
入歳出表中末葉末段ニ歳出總計脱漏ハ
別紙五末段一九二二年欄四六六七〇
欄四九、五一九 差引 十二、八八八
一九二三年
欄四九、五一九 差引 十二、八八八

田中鐵三郎様
志立鐵次郎

大正 年 月 日

三原 幸三郎

農民共利ヲ得ナキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正
議案
所得稅法改訂追加案

大正十一年十月十日(金曜日)午後九時
 閣議
 議決
 所得稅法改訂追加案
 通過

謹啓
 過日タイプライターに作り
 入歳出表中末葉末段ニ歳出總計脱漏ハ
 別紙正末段「一九二一年欄四六六七〇^千一九二二年
 欄四九五一九^千差引十二二八八^千」の次に
 法貼付トスベキ也

大正十一年十月十日

経済政策研究会
 会長

志立鐵次郎

田中鐵三郎様

大正 年 月 日

製 伊 東 屋 製

農民ヲ利ヲ歸スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

田中鐵道會
十月二十八日

會社事務部

大正十一年十月二十八日

田中鐵道會

本會於十月二十八日(木曜)下午四時半、於總會相開、討論仕度候間、何卒御繰合由、參集相成度、此段御案内申上候。追而、食、用意致置可申候間、同封端書ヲ以テ、市來不否、(報) 祇下度奉願候。

經濟攻究會

田中鐵道會

十月二十八日

謹啓本會稅制改正案ニ對シ前回引續キ來、十月二日(木曜)

午後四時半、交詢社ニ於テ總會相開、討論仕度候間、何卒御繰合由、參集相成度、此段御案内申上候。

追而、食、用意致置可申候間、同封端書ヲ以テ、市來不否、(報) 祇下度奉願候。

稅制改正問題第四總會議事錄 (十月二十六日)

第一 所得稅法改正案中委員會原案ニ對シ審議スル所在、如シ
一、第一種所得ニ綜合セル法人配當ヲ第二種所得ニ移ストハ、問題トシ
テ次回ニ討議ヲ延期ス

二、國債ノ利子ニ課稅スルコトハ可決

農民ヲ利ヲ歸ナセリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

三貯蓄預金以外、銀行預金及信託預金利息ハ繰ラ第三種所得
 税ヲ課スルコトニ又當座預金ハ免税トスルコトノ項ヲ附加シテ可決
 四社債及預金利息ニ對シテ税率ヲ公債ノ利息同様百分四ニ引下ルコト
 ハ、……百分三ニ引下ルコトニ修正可決
 五、第三種所得、免税點ヲ千二百圓ニ引上ケルコトハ、……千五百圓ニ引上
 クルコトニ修正可決
 六、第三種所得ニ對シテ税率數ヲ半減スルト共ニ各税率ヲ平均三割
 方引下ルコトハ宿題トシテ次回ニ討議ヲ延期ス
 第一地租ハ次回ニ審議スルコトニ第三營業稅ニ就テハ全廢說
 地方委員讓說、原案維持說アリテ決ヤズ更ニ次回ニ於テ討議
 スルコトセリ
 次回總會ヲ十月二日(木)午後四時半ヨリ交詢社ニ於テ
 開催スルコトニ申合セ散會

經濟政策會總會報告

大正十一年十一月十七日銀行俱樂部ニ於テ總會
 ヲ開キ前回ニ引續キ稅制改革ニ關シテ左ノ件ヲ
 協議セリ

- 一、所得稅法改正追加案トシテ「公課(所得稅)ノ
 除キ」ヲ第三種所得ヨリ控除スルコト
 但公課年度ノ金額ニ據ル
- 一、地租ニ關シテハ種々ノ議論出デ、決スルニ至
 ラズ殊ニ若槻氏ヨリ地租ノ沿革并改正上
 ニ横ハル難關、志村氏ヨリ自作農保護
 ノ必要ニ就キ有益ナル説明アリタルヲ以テ
 此等ノ意見ヲ考慮ニ加ヘ次回總會迄ニ
 委員ニ於テ更ニ案ヲ樹テ、會員ニ配付

スルコトナリタリ
一 来週開ク可キ次回總會ニハ前會ノ決
議ニ基キ食後ニハ時事問題ニ関シテ研
究ヲ行フ等

大正十一年十一月二十二日

經濟攻究會

(以印刷換謄寫)

經濟攻究會決議要綱

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

スルコト、ナリタリ
一、(株) 用タ、オキ、欠口、恩、會、ハ、カ、リ、會、ハ、カ、

經濟攻究會決議要綱

經濟攻究會決議要綱

○税制整理案 (大正十二年二月第一回報告所掲)

(一) 所得税ハ之ヲ輕減シ且不正ヲ整理スルコト

甲、第三種所得ニ綜合セル株式配當金ヲ第二種所得ニ移シ其稅率ヲ百分ノ三トスルコト

乙、第二種所得ナル公債社債利子預金利子ノ稅率ヲ均等ニ百分ノ三トスルコト

丙、貯蓄預金以外ノ銀行預金利子及信託預金利子ヲ第二種所得ニ移シ當座預金利子ハ免稅トスルコト

丁、國債利子ニ課稅シ稅率ヲ百分ノ三トスルコト

戊、法人ノ總益金中第二種ノ所得アルトキハ之ヲ總所得ヨリ除算スルコト

己、法人ノ留保所得ノ稅率ハ左ノ如ク差等ヲ設クルコト

A、法定積立金、社員恩給基金、退職手當基金其他之ニ類スル積立金 百分ノ三

B、其他ノ積立金 百分ノ五

大正 年 月 日

農民ニ利ヲ歸スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

スルコト、ナリタリ
一長身、ハ、ナリタリ
思、ハ、ナリタリ

二

但シ所得税法第二十一條第二項ノ留保所得ニ對スル累進稅率ハ其事業年度ニ於ケル留保所得
中ノBニノミ之ヲ適用スルコト

庚、第三種所得中ヨリ負債ノ利子ヲ控除スルコト但シ納稅者ハ成規ノ證明書ヲ添付シテ申告スル
ヲ要ス

辛、第三種所得中ヨリ所得稅以外ノ公課ヲ控除スルコト但シ公課ハ前年度ノ金額ニ據ルコト
壬、第三種所得ノ免稅點ヲ引上ケ千五百圓未滿トスルコト

(二)地租ハ之ヲ市町村稅ニ委讓スルコト

甲、地租ハ土地ノ賃賃價格ヲ標準トシテ稅率ヲ定ムルコト

乙、市町村ハ其管轄内ニ於ケル田畑所得者ニ對シ賃賃價格年額百五十圓ヲ下ラサル限度ニ於テ必
ス免稅點ヲ設クルコト

(三)國稅營業稅ハ之ヲ全廢スルコト

(四)酒稅ヲ改正スルコト

(五)新設スヘキ國稅

甲、日本銀行收益稅

日本銀行ニ對シ現行ノ兌換券發行稅ニ代フルニ收益稅ヲ以テスルコト

乙、法人稅

商行爲ヲ營ム法人ノ拂込資本金各種積立金、繰越金、未配當利益金ノ合計一年平均五萬圓
ヲ超過スル者ニ對シ相當ノ法人稅ヲ課スルコト

丙、消費稅

A、絹物ハ其材料ノ純粹絹絲タルト人造絹絲タルトヲ問ハズ賣價ノ二割、綿絲又ハ毛絲ヲ交フ
ルモノハ一割五分

B、化粧品ハ賣價ノ二割(香料ヲ用ヒサル石鹼ハ化粧品ト看做サス)

C、清涼飲料水ハ賣價ノ五分

(六)國稅中廢止スヘキモノ

兌換券發行稅、通行稅、織物消費稅、醬油造石稅、石油消費稅、賣藥營業稅、賣藥印紙稅ハ之
ヲ廢止スルコト

(七)地方稅中整理スヘキモノ

甲、地方稅ノ種類賦課並ニ徵收方法ニ關シ適當ナル法律ヲ制定スルコト

三

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸ナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

スルコト、ナリタリ
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、

乙、道府縣稅戶數割及之ト並立スル家屋稅ヲ全廢スルコト

丙、地租附加稅戶數割又ハ家屋稅ヲ失フニ因ル府縣稅ノ減收ニ對スル補填方法トシテ市町村ノ所得稅附加稅ヲ道府縣稅中ノ同稅ニ委讓併合シ稅率ヲ本稅ノ二割五分マテ引上ルヲ認ムルコト

丁、道府縣稅中自動車稅ヲ統一スル爲ニ大體ノ標準ヲ設定シテ之ニ據リ實行セシムルコト

一、家用自動車 一馬力ニ付年額二十圓

二、乘客運輸用自動車 一馬力ニ付年額十圓

三、貨物自動車 自重千キログラムニ付年額百圓

四、農業用トラクター 自重千キログラムニ付年額五十圓

五、自動自轉車 一馬力ニ付年額五十圓

附隨車ハ一輛ニ付五十圓ヲ増ス

戊、市町村稅トシテ新ニ貸賃價格ヲ標準トスル家屋稅ノ設定ヲ認ムルコト

己、市町村稅トシテ間地稅及土地增價稅ノ創設ヲ認ムルコト

○財政組織及政府事業整理方案 (大正十二年十二月第二回報告所掲)

(甲) 財政組織ノ整理ニ屬スルモノ

一、豫算ニ於ケル歳出入見積額ト決算ニ於ケル收支實額トノ間ニ多大ノ相違ヲ來シ常ニ多大ノ歳入超過ヲ生スルハ堅實ナル財政計畫ニアラサルヲ以テ豫算ノ編成ニ方リテハ歳出歳入其ニ嚴重ニ考查シ實額ニ近キモノヲ計上シテ豫算ノ本質ニ立復ヘルコト

二、歳出入ハ毎年度議會ノ協贊ヲ經ヘキ憲法ノ本義ヲ尊重シ繼續的事業ト雖モ年度毎ニ其豫算ヲ議會ニ提出シテ審議ヲ求ムルノ慣例ヲ開キ漫ニ後年度ニ屬スル費用ニ對シテ豫メ協贊ヲ得ルノ弊風ヲ矯正スヘキコト

三、責任支出ノ弊風ヲ杜絶スルコト

四、國庫剩餘金ハ總テ公債銷却ニ充當スルコト

五、行政各部ノ經費款項目ヲ統一シ其流用ヲ嚴正ニ取締ルコト

六、特別會計ハ一般會計ニ統一スルノ方針ヲ樹立シ基金資金ノ如キハ之ヲ整理シ其性質上存置ノ必要ナキモノハ公債ノ銷却ニ充ツルコト

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ賜ハネキリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

スルコト、ナリタリ
一、身
二、身
三、身
四、身
五、身
六、身
七、身
八、身
九、身
十、身

六

- 七、現在預金部ニ屬スル資金及官營保險ノ資金等ヲ總括シ之ヲ處理セシムル爲特別ノ機關ヲ設クルコト
 - 八、各省及主要官廳ニ大藏大臣直屬ノ會計監督官ヲ常置シ其官廳ノ經費ヲ監視セシムルコト
- (乙) 政府事業ノ緊縮又ハ整理ノ爲ニ差當リ實行スヘキモノ
- 一、公債支辨事業ハ當分打切ルコト
 - 二、鐵道新設工事ハ當分見合スコト
 - 三、電話ノ私設經營ヲ許スコト

○震火災善後方策 (大正十二年十二月第二回報告所掲)

震火災善後經濟方策トシテ本會ハ先ツ左ノ諸項ヲ決議ス

- 一、今次帝國首都ニ於ケル震災ハ國難ト認ムヘキモノニシテ國民全體ノ利害關係至大ナルカ故ニ國家ハ之カ復舊善後費ノ大部分ヲ負擔スルヲ至當トス
- 二、善後費ノ財源ハ主トシテ(一)軍備ノ整理縮少政府事業ノ中止繰延及一般ノ行政整理ニ因ル國費ノ節約(二)既存國庫剩餘金(將來ノ剩餘金ハ公債ノ銷却ニ充當ス)補助貨改鑄益金減債基金ノ繰入

(三)國有財産ノ整理ニ因ル收益ニ求メ國債ノ増發及租稅ノ増徴ハ力メテ之ヲ避クルコト

三、災後交通々信機關ノ澁滞ハ罹災者救護生活安定並ニ産業復興上ノ最大支障タルヲ以テ之カ復舊整備ニ全力ヲ注クコト

四、被害市ノ復舊財源ヲ作ル爲地方費ノ緊縮、官公有地ノ整理ヲ必要トスル外間地稅、土地増價稅等ノ賦課及受益者負擔金ノ徵收ヲ認ムルコト

五、火災保險會社ニ對シ故ヲニ法律ヲ以テ出捐資金ノ貸付ヲ爲スコトハ法治ノ精神ニ反シ惡例ヲ貽スモノナルヲ以テ不當ノ處置ト認ム

以上ハ本會決議ノ要綱ノミヲ摘録シタルモノニシテ其趣旨並ニ理由ハ各報告ニ詳ナリ

經濟攻究會事務所

東京市京橋區南鍋町一丁目八番地

七

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ導クナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

農民ヲ利ヲ歸ナクナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

スルコトナリタリ
下
身
月
日
思
會
ハ
ム
會
ハ
ル

スルコト、ナリタリ
一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

目次

税制整理	一頁
地租	七
官業税	一三
一般所得税	二二
相続税	三二
登録税	三五
印紙税	三七
奈减税及間接税	三九
醬油税	四一
砂糖消費税	四一

大正 年 月 日

農民有利ヲ爲スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

農民ヲ利ヲ喻ナキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

課税ノ權衡上増設スヘキ租税	六〇
メリヤス及フイルト課税	五九
酒造税	五六
狩猟免許税	五四
骨牌税	五三
増税スヘキ奢侈税	五二
塩専賣制廢止	五〇
通行税	四九
賣藥税	四八
石油消費税	四六
織物消費税	四五

水陸消費税	四一
酒消費税	四〇
茶消費税ノ阿母茶	三九
酒消費税	三八
酒消費税	三七
酒消費税	三六
酒消費税	三五
酒消費税	三四
酒消費税	三三
酒消費税	三二
酒消費税	三一
酒消費税	三〇
酒消費税	二九
酒消費税	二八
酒消費税	二七
酒消費税	二六
酒消費税	二五
酒消費税	二四
酒消費税	二三
酒消費税	二二
酒消費税	二一
酒消費税	二〇
酒消費税	一九
酒消費税	一八
酒消費税	一七
酒消費税	一六
酒消費税	一五
酒消費税	一四
酒消費税	一三
酒消費税	一二
酒消費税	一一
酒消費税	一〇
酒消費税	〇九
酒消費税	〇八
酒消費税	〇七
酒消費税	〇六
酒消費税	〇五
酒消費税	〇四
酒消費税	〇三
酒消費税	〇二
酒消費税	〇一

大正十年 日

六
六
六
六
六
六
六
六
六
六

税制整理論

戰時戦後を通じて事情の進展せらるるに財界の好況に伴ひ萬般
 の施設の著しき放漫は是れを以て歳計の逐年膨脹を来せしか財界は是れ
 歳入自然増加の剩餘金繰入及公債募集等によつて支弁せりしが大正十
 年度の歳入実績の財界の反動機に際し歳入減退の傾向著しき利
 済豫期の收入を得るに至難に鑑み大正十年度豫算編成に際しては
 行政整理を以て歳入の節減の期し其の税制整理は公債政策の改善
 の行に於て歳入の均衡を図るに在り財政の基礎を安固ならしむるに
 其の経路は調和の企圖を以て要するに在り是れは軍備縮小
 協議の進展の鑑に陸海軍省の所管に於ける既定継続事業費年割額
 一部繰下計算縮方針により率を以て歳入の均衡を維持する事

大正 年 月 日

農林省の報告ナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

ヲ持シテ而シテ大正十二年度ニ至リテハ歲計剩餘金ハ遂次減少ヲ来シ歲入状
 態ハ一般経済界不況ノ現象カ轉換セル限リ歲入實踐ノ一層不良ナルヘキ
 明白ト事實實シテ其他公債ノ如キ、消化セラザル浮動証券市場ノ横溢セル
 ノ状態ニシテ公債政策ヲ改善セザル限リ公債募集ハ困難ニシテ只徒ラニ日
 本銀行ノ皆夏込トナリテ金融市場ノ壓迫シ益々経済界ノ不況ク壞
 壞ナラシムルニ而シテ一面歳入ノテハ物價騰貴ノ現象カ急速ニ下ニ落
 スルカ如キ車ナカレリ之等ニ基ク一般政費並ニ事業費ノ増加スルナリ尙社會
 ノ進運ニ伴ヒ之レカ緊急施設ヲ要スル事項甚ナカラス爲メ政費ノ膨
 張ヲ来スルヲ以テ此ノ陰是れ其行政、税制、公債ノ整理ヲ新行セザレバ
 而シテ一面經濟界ノ趨勢ク見ルニ往年ノ輸産超過ハ一場ノ夢ト化シ
 戦時以來財界ノ好況ニ伴ヒ一般奢侈ノ風潮並ニ物價昂騰ノ現象

大正 年 月 日

業民ニ利ヲ歸ナセリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

(Faint handwritten text, mostly illegible due to fading and bleed-through)

外債募集

大正十年 月 日

漸次貿易ノ逆調ヲ促進シ大正十年上半期於テ三億六千餘萬圓ノ輸入超過ヲ示シ居ル。経済界ハ益々悲況ニ沈海シ而カモ物價騰貴ハ依然トシテ国民生活ヲ脅威シツアルノ状態ナルヲ以テ物産ノ最大消費者ニ國家財政ニ於テ之レカ緊縮ヲ行ヒ以テ物價ノ調節ノ因トス。税制ヲ整理シテ租税ノ均衡ヲ得セシメ、^{積立}負擔ヲ軽減シ生活ノ安定ヲ期シ依テ産業ノ回復ヲ達スルヲ促進セシメサレハカネ

英米ニ於テモ戰後財界ノ反動ニ際シ之レカ安定ノ因トシテ要諦ハ税制行政並ニ公債ノ三大整理ヲ行フアリトシ一九二一年後ノ現計ノ如キハ歳入一、〇七九、〇〇〇磅ニシテ前年ニ比シ三、〇〇〇、〇〇〇⁴磅ナリ殊ニ昨年ノ例ノ如ク礦産ノ同量此業並ニ財界ノ不況ニヨリ歳入ノ異常ノ減少ヲ来シヨリ最高歳入歳差引四、〇〇〇、〇〇〇

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸ナクナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

凡ノ各個ノ租税、各々特質原理ヲ有シ経費ノ要求ヨリ自由ニ支配セラル、モ、非ス其経済界ニ及ホス利害得失、善、負擔能力若租税同ノ均衡等ヲ充分調査攻究セサルハカラス

凡ノ各個ノ租税、各々特質原理ヲ有シ経費ノ要求ヨリ自由ニ支配セラル、モ、非ス其経済界ニ及ホス利害得失、善、負擔能力若租税同ノ均衡等ヲ充分調査攻究セサルハカラス

且緩急アラハ生命並ニ資産ニ振ツテ国家ニ盡サレハカラスト云之レ玉家ノ存亡危急ノ場合ノミ、平時玉家政費ノ分賦ハ玉氏ノ有ル経済的剩餘價值ニ適應スルモノニテ剩餘價值ヨリ租税ヲ控除シタル残額ハ、眞ノ経済的負擔能力ヲ示スモノナリ現時枚カ玉氏ノ負擔能力ハ此上毛頭増税ノ餘地ナシト、固ヨリ断言スルヲ許サルト云凡ク玉氏ノ負擔能力カ納税者、苛重ナリヤ否ヤハ一概、客觀的數量ノミヨリ断言定スルモノニ非スシテ其主觀的ニ於テモテテ觀察セサル可カラス

大正 年 月 日

農民ノ利ヲ略スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
 地租改正の目的は、土地の所有を公平にし、農民の負担を軽減することにある。従って、地租の徴収は、土地の生産力に比例し、農民の生活水準に適合するべきである。

い免れカサセ現象あり

租税の整理、言ひては税法の不備並に徴税の簡便ヲ致シモ之對してハ
 之レカ改善ノ要ニハ勿論租税負擔額ノ致テ過大ナラズトモ其均衡
 ヲ失ヒモ之對してハ極メテ苛重ノ感アルヲ以テ負擔均衡ノ期スルハ
 最も重要ナリ之レカありハ税制ノ改正ノ結果一方ニ減税スルモアルト共ニ他
 方ニ増税スルモアルハ免れカサセ現象^{ニシテ}或ハ奈減税ヲ行フト共ニ
 衡上ノ課税ヲ行フサルカサセ所以ナリ

地租

地租改正の由は六年より十四年ニ至リ殆ト十年ノ歲月ヲ経テ漸ク完了
 シトモ其同時世ノ變遷ニヨリ一定ノ標準ヲ保ツ事ヲ得サリシトモ其年

大正 年 月 日

農民ノ利ヲ略スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

此項調査は、土地の賦課に關し、公平の爲め、土地の価格を調査し、其の標準を定め、之を以て賦課の標準とす。此の調査は、土地の価格を調査し、其の標準を定め、之を以て賦課の標準とす。

毎々調査の計畫ナリシク以テ二次改正ノ期ニ調査租漏ニテ事後
 一成績ニ見ルニ若シク權衡ヲ失シ制定當時既ニ不公平ノ比難多ク加
 二此之交通機關ノ發達並ニ金融機關ノ整備ニ更ニ一層不公平ヲ増大
 三土地價ノ一たび修正必^{要アリ}トモ、非常ノ勞費ト歳月ヲ要シ其而カモ其初期ト
 終期ニ於テ標準ナラ異ニシ其結果必スルニ満足ノ期スカラハ以テ著シク
 不權衡ノ地方限リ部分的ノ改正ヲ行ヒルニ過キルヲ根本的修正
 ヲ試ミテ事ナク名儀上ノ決定地價ノ何等ノ經濟的意義標準ヲ
 有セズ後テ之ヨリ課税ニ地租ハ著シク負擔ノ均衡ヲ失セリ

四此六年地租改正ニ言ハシ地方官心得書ハ第二章ノ検査例ヲ見ルニ凡ソ
 四公去氏ノ標準ニヨリ地價ヲ算定シタルヲ如クナルカ改租當時ノ地租
 比外ノ租税強ト存セサリト不拘現今ノ於テハ土地取得ノ對シテハ別ニ所

大正 年 月 日

大正 年 月 日
 德島縣 1, 12, 24, 36, 48, 60, 72, 84, 96, 108, 120, 132, 144, 156, 168, 180, 192, 204, 216, 228, 240, 252, 264, 276, 288, 300, 312, 324, 336, 348, 360, 372, 384, 396, 408, 420, 432, 444, 456, 468, 480, 492, 504, 516, 528, 540, 552, 564, 576, 588, 600, 612, 624, 636, 648, 660, 672, 684, 696, 708, 720, 732, 744, 756, 768, 780, 792, 804, 816, 828, 840, 852, 864, 876, 888, 900, 912, 924, 936, 948, 960, 972, 984, 996, 1000

德島縣 1, 12, 24, 36, 48, 60, 72, 84, 96, 108, 120, 132, 144, 156, 168, 180, 192, 204, 216, 228, 240, 252, 264, 276, 288, 300, 312, 324, 336, 348, 360, 372, 384, 396, 408, 420, 432, 444, 456, 468, 480, 492, 504, 516, 528, 540, 552, 564, 576, 588, 600, 612, 624, 636, 648, 660, 672, 684, 696, 708, 720, 732, 744, 756, 768, 780, 792, 804, 816, 828, 840, 852, 864, 876, 888, 900, 912, 924, 936, 948, 960, 972, 984, 996, 1000

埴玉縣	法定地價 四十円	收益 一石六斗	金額 三十三円七十銭
福井縣	7	二石一斗二升	四十八円七十銭
京都府	1	一石九斗一升	四十二円七十銭
德島縣	1	一石二斗七升	二十四円四十銭
大分縣	1	一石六斗二升	二十八円三十銭

ミニテ著シク巨擔ノ不公平ヲ示セリ如斯僅々一反歩ノ計算ニ於テ右ノ如ク懸隔ヲ生スルヲ以テ從來ノ法定地價ニヨリ地租ノ巨擔ハ税率ヲ引上リルニ依テ益々不公平ノ隙ニ事ヲ考慮セザルハ力乏而シテ土地ノ利潤ハ未價ノ騰貴ニ伴ヒ益々多キヲ加フルト共ニ土地ノ賣買價格ハ法定地價ニ比シ著シク懸隔ヲ大ナラシム法定地價ニ對スル賣買價格ノ割合ヲ地方別ニ就テ得ル最高福井縣ノ十五倍強最低埴玉縣ノ七倍強ニシテ勿論ニ

大正 年 月 日

大正五年
此項土地之實價、村世ノ變遷ニ伴ヒ地方盛衰ノ狀況ヲ異ニシ殊ニ市街
並ニ接統所村ノ土地價格ニ異常ノ變動ヲ來シ其收益モ増加シルヲ
以テ宅地ノ地代ヲ標準トシ課税スルノ最モ適當トス

營業稅

營業稅、近世經濟的企業敎興ニ伴ヒ其負擔能力ノ顯著ナルニ鑑ミ農政ニ對シ此收入課税(地租)ト資本利子勤勞收益(所得稅)ニ對シ課税制度ト新立シテ其間ニ於ケル課税ノ權衡ヲ維持スルカ

亦補充的ノ新設セラレタレバ稅制ニシテ負擔ノ公平ヲ期スルニ於テモ最モ其宜キヲ得タルヲナリ而シテ我カ租稅制度ハ農業林業鹽業ハ地租ヨリ鹽業ハ鹽業稅ヨリ課税スルヲ以テ商工業及其附屬諸業ト長其課税ハ業體ニ付テ列挙^主義ヨリテ其規模業

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸ナクナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

體ノ小ナルハ營業稅格ニテ課稅セムシテ之ヲ地方自治體ノ稅源ニ移讓セリ

營業稅ハ新舊以來單ニ地方稅トシテ課稅シタルカ如ク三十七八年ノ法律後
後一般政費ノ膨張ニ伴ヒ之レカ以テ地方稅トシテ營業稅ヲ西稅トシ地方稅ハ其
附加稅トシテ一定ノ制限ヲ示シテ之ヲ課スル事トシ三十五年一部改正ヲ行ヒ
新々鐵道業ニ課稅シ起テ日露戰役ニ際シテ一次二次非常
特別稅トシテ十五割ノ増徴シタルカ如ク十年ヲ以テ稅制整理ニテ一般稅
率(一分減)ヲ減シ若シ三年營業額ニテ三割ニテ減セリ

理ノ復壯ハ々々後復増徴政費調査ノ暇ナリ吐吸ノ間ヲ控テ輕易ノ實
行ヲ主トシ制定セリ之レカ如ク營業ノ收益ヲ調査シテ課稅スルハ技術
上困難ナルカ如ク佛國ノ制ニ倣ヒ單ニ外形的ノ兆標ニ過キサル實上金額

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
營業稅ノ格ニテ課稅セムシテ之ヲ地方自治體ノ稅源ニ移讓セリ
營業稅ハ新舊以來單ニ地方稅トシテ課稅シタルカ如ク三十七八年ノ法律後
後一般政費ノ膨張ニ伴ヒ之レカ以テ地方稅トシテ營業稅ヲ西稅トシ地方稅ハ其
附加稅トシテ一定ノ制限ヲ示シテ之ヲ課スル事トシ三十五年一部改正ヲ行ヒ
新々鐵道業ニ課稅シ起テ日露戰役ニ際シテ一次二次非常
特別稅トシテ十五割ノ増徴シタルカ如ク十年ヲ以テ稅制整理ニテ一般稅
率(一分減)ヲ減シ若シ三年營業額ニテ三割ニテ減セリ
理ノ復壯ハ々々後復増徴政費調査ノ暇ナリ吐吸ノ間ヲ控テ輕易ノ實
行ヲ主トシ制定セリ之レカ如ク營業ノ收益ヲ調査シテ課稅スルハ技術
上困難ナルカ如ク佛國ノ制ニ倣ヒ單ニ外形的ノ兆標ニ過キサル實上金額

大正五年 月 日

大正五年 月 日
(以下は非常に淡く、ほとんど不可読な手書きの文字が縦書きで記されている。)

建物の賃賃価格、資本金額、従業員数等、一定の比例税率ヲ
課スルモノニシテ、其ノ營業規模ハ、課税業體ニキ列挙主義ヲ採用シ
列挙セザルモノニシテ、地方税ニ要課セリ

而シテ課税ノ標準ナル建物の賃賃価格及従業員等ハ、營業ノ経費ニ
シテ、収益ノ反對ナリ、鉄道業ニ於テハ、收入金額ヲ採用セルハ、稍可ナルモ、物品

賣上高ハ、單ニ純收入ノ關係アリト云フ迄ニシテ、其他ノ外形的標準ハ、單ニ
ニ若シテ、營業ノ規模ノ大小ニヨリ、純收入ヲ推定シ得ヘトシテ、課税ノ止マリ、租税

標準トシテハ、杜撰ノ甚クシキモノナリ

營業税ハ、所謂収益税ノ一種ナリト云、現行稅法ハ、營業ノ外形的標準
ニ課税シ、實際ニ於テハ、収益ノ有無ヲ問ハ、サレテ、以テ負擔ノ不均衡甚クシ

キ而已ナシ、課税標準ノ算定ハ、概不外都ヨリ觀察シ、推測ニ外

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ、謂レナシトセス、且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ、鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

大正五年... 地方ノ状況ニテ... 収入ノ増減... 税率ノ高低... 地方ノ状況ニテ... 収入ノ増減... 税率ノ高低... 地方ノ状況ニテ... 収入ノ増減... 税率ノ高低...

大正 年 月 日

ナラズ爲メ、收税官吏誅求ノ弊、隔リ易シ殊、官業ハ其品同ニ... 地方ノ状況ニテ、収入ノ増減、税率ノ高低... 地方ノ状況ニテ、収入ノ増減、税率ノ高低... 地方ノ状況ニテ、収入ノ増減、税率ノ高低...

農民ヲ利ヲ歸メナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

ノ各別ノ課税ノ内地品ハ製造業ノ課税アリ外品ハ関税噸税アリ尚酒
 類、砂糖、石油、織物、醬油ノ如キハ各別ノ課税セラル、以テ之等ノ消費者
 ハ三重四重ノ課税トナリ、且、日常生活必需品ノ價格ノ昂騰セシメ、一般
 生活ノ負担感、甚ル、結果トナリ、海外市場ニ於テハ、外品ノ駆逐セラル、貿易ノ
 逆轉、亦見ル、トナリ、内地産業ノ長進ヲ来ス、結果トナリ、而シテ本税ノ
 額トスルハ、

- (一) 建設費、借借價格及従業員數ノ如キハ、營業費目ノ重要ナル事トシテ、且
 未建設費、借借ノ累積、従業員給料ノ増加等、收益課税上ニ於テハ、
 之ヲ控除スヘキ事トシ、又、借借金ノ個人營業者ニ於テハ、借入金ニヨリ、
 其利ヨリ、サナカラス、之レカ、元利償却ノ重大ノ負担、是等ノ考慮セシムルハ、
 (二) 鐵道業、諸業、仲立業等ノ收入、又ハ報酬金、課税スヘキ税率ヲ

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
 建設費、借借價格及従業員數ノ如キハ、營業費目ノ重要ナル事トシテ、且
 未建設費、借借ノ累積、従業員給料ノ増加等、收益課税上ニ於テハ、
 之ヲ控除スヘキ事トシ、又、借借金ノ個人營業者ニ於テハ、借入金ニヨリ、
 其利ヨリ、サナカラス、之レカ、元利償却ノ重大ノ負担、是等ノ考慮セシムルハ、
 (二) 鐵道業、諸業、仲立業等ノ收入、又ハ報酬金、課税スヘキ税率ヲ

著シク是等ヲ設クルニ何事概シキ事由並ニ標準ナシ

(三) 物品貸付業 (租法) 三條 不動産ノ一ヲ謂ヒ權利及不動産ヲ包含セシメテ以テ不動

産貸付業者、租法上何等ノ業體ニ屬セザルヲ以テ貸家又ハ貸地ノ業

トスルニ、例年事務所ヲ設ケ長年ノ営業ト見做ス輕重發生スル

土地建物貸付會社ノ如キ土地貸付業者、擔稅能力ニ於テモ不動産貸付

業者ニ優越セル者多ク且ツ現今社會經濟増進ノ實情ニ及ビ課稅ノ權

衡ヲ失ス

(四) 製造業者 (租法) 一 一定ノ製造場ヲ設ケ職工労働者ヲ使用シテ物品ヲ

製造スルニ一部ヲ助成スルニテ資本金十円未満モノ、職工労働者ヲ雇

ヒ三人以上ヲ使用セザルモノ、独立セル一定ノ製造場ノ設備ナキモノ、營業稅ヲ課

セズ後テ住宅内及店舖ト同一建物内ニテシテ一人ノ若キヲ用ヒス者其子ノ

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ隔トナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

[Faint handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]

大正 年 月 日

（五）銀行保險業ハ資本金建邦債貸價格及溢業員ヲ以テ課税ノ標準トシ資本金ハ出資金額並ニ各種ノ積立金額ヲ合算シテモノニシテ保險會社ハ責任準備金、保險仕掛準備金ヲ控除セリト雖銀行業者ニテハ資本金ノ外更ニ諸貯り金ヲ以テ運轉資本トシテ活動シ之ヲ對照名貸付金額ハ收益主大ノ關係凡カ貯り金及貸付金ヲ標準トスルニ必要アリ保險業ニ於テモ保險料ノ蓄積タル保險責任準備金ハ保險業ノ收益測定上最モ必要ナルヲ以テ資本金額ト共ニ課税標準トスヘリ且又準備金之ヲ供託スルモ其實際ノ最モ有利ナル有價証券ヲ以テ之ニ代ヘ運用セルヲ以テ之等ノ是等控除スルノ必要ナシ

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸ナメキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

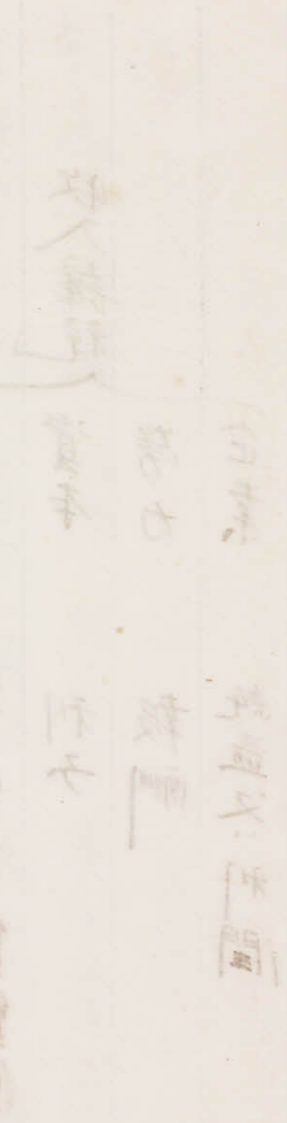
大正 年 月 日

課税ノ公平ナラサレバ、証左ナリ故ニ地租ト共ニ一般所得税ニ包含課税
 スルニセハ其最も公平ク得タルナリ

姑息ノ整理トシテハ外形的標準ヲ除キ純収益課税トセハ最も公平
 平ナリ只課税技術トシテハ外形的標準ノ簡便ナルニ若カサルモ既ニ商工
 業ノ企業ニ関シテハ所得税ノ課税ニ於テ之ヲ調査シ其査定所
 得額ニ意シ課税セルニ徴セハ収益ノ算定ハ敢テ至難ナラサル而已ナ
 ラス其何レカニ於テ一層此ノ調査ヲ精密ニセハ現行ノ如ク營業所
 得ノ兩税調査ヲ各別ニ行フニ比シ劣少クシテ尙正鵠ヲ得ルニ由カレ
 ン

農民ヲ利ヲ略トナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
 日本に於ける所得税の課税標準と租税控除との関係



租税控除の適用は、所得の課税標準を算出するに際し、一定の範囲内において、所得から一定の金額を控除することにより、課税標準を算出するものである。この控除は、所得の種類や金額によって異なり、一定の範囲内において適用される。また、所得の種類や金額によって異なり、一定の範囲内において適用される。また、所得の種類や金額によって異なり、一定の範囲内において適用される。

税スルカ又之等ノ收入ヲ総合シ一家共通ノ必要費ヲ控除シテ課税スルトノ二方法ニシテ現行ノ我カ租税制度ハ各個人ノ收入ヲ追求課税スルト共ニ又一面所得税トシテ総合課税トシ互ニ其重複セルノ嫌アリ各個人ノ收入ハ其各共通ノ必要費又ハ一家ノ負擔ヲ斟酌シ得サルノ欠点アルモ統一課税ハ一家ノ経済ヲ課税標準トシ経済上ノ純所得ヲ追求スルカ故ニ能ク個人又ハ一家ノ負擔力ニ適合シ得ヘキ合理的ノ租税ニシテ之ヲ以テ國ノ直接税ヲ組織スル單稅課税ノ良法ナリト信ス然レニ其賦課ノ標準名純收入ノ正確且公平ナルニ算定シ甚々困難ニシテ實際ノ課税ニ當リ不均衡ヲ免レサレテ各個人課税ト総合課税ト重複セルノ各個人ノ税源ヲ精査シ一ニ総合ノ結果ヨリ税源ノ現在ヲ確証シ兩々相控テ脱

大正 年 月 日

農民ノ利ヲ略スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

- 一 其国の所得税
 - 二 其国の所得税
 - 三 勤産資本ノ所得税 百法付 四法
 - 四 商工業及事務ノ利益税 百法付 三法半
 - 五 農業利益税 同上
 - 六 公私報酬、俸給、恩給、年金 百法付 三法
 - 七 自由職業、其他職業上ノ收入 同上
- 以上、各收入ノ陰ニ精細ニ計算シ、用ヒ純益又ハ所得ヲ査定シ、總合スル事ナリ、課税ス
- 乙 總合收入補元税
- 各個收入税ヲ課シタル收入及所得ヲ其儘(勤産所得等)ニ合算シ、其合計額ヲ五十分法ニ達セザルモノハ之ヲ免除シ、五十分法以上ノ所得ニ對シ、三十分級ノ累進課税率ヲ設ケテ課税ス

大正 年 月 日

農民ノ利ヲ増シ、ナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ、鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

一 其国の所得税

二 其国の所得税

三 勤産資本ノ所得税 百法付 四法

四 商工業及事務ノ利益税 百法付 三法半

五 農業利益税 同上

六 公私報酬、俸給、恩給、年金 百法付 三法

七 自由職業、其他職業上ノ收入 同上

以上、各收入ノ陰ニ精細ニ計算シ、用ヒ純益又ハ所得ヲ査定シ、總合スル事ナリ、課税ス

乙 總合收入補元税

各個收入税ヲ課シタル收入及所得ヲ其儘(勤産所得等)ニ合算シ、其合計額ヲ五十分法ニ達セザルモノハ之ヲ免除シ、五十分法以上ノ所得ニ對シ、三十分級ノ累進課税率ヲ設ケテ課税ス

大正 年 月 日

右改革案、個人又は一家、債務利子其他一家の負擔ヲ免除
 スルト、セ、實際上最モ其宜シキヲ得ルモノニシテ且、將來發達
 性ヲ具備スルモノト認フヘシ

本邦ノ直接税ハ同一ノ資産及企業ヨリ生ズル個人經濟ノ經常
 收入ニ對シ地租及營業税（鑛業税、賣業營業税等）ト所得稅
 ト重複課税スルノ嫌アリテ地租ハ地價修正ヲ行ハサルヘカラスト長クシ
 カル多敷ノ歲月ト経費ヲ要スル而シテ今日ノ如ク未價ノ騰落
 劇甚ナルヲ於テハ一定ノ標準ヲ保ツ事難クシテ其結果場是ノ期
 スヘカスト殊ニ今日ノ如ク農家經濟ノ單ニ土地收入ノミヲカサレカ
 故ニ地租ノミヲ以テ公課ノ全部トスル能ハス如何ニ地租ヲ改訂
 スルモ今日ノ農家經濟ニ適宜スヘキ收入課税ト爲ス能ハストセハ

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸メナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

株配當金

公債社債利子

銀行預金利子

同 同 同

株配當金

公債社債利子

銀行預金利子

株配當金

公債社債利子

銀行預金利子

株配當金

株配當金

貸金所得

公債社債利子

銀行預金利子

六分

同

五分

同

第二種企業所得

個人商工業

個人農業及林牧業其他 (種肥料等控除)

法人企業 (拂込資本に對し利子控除)

第三種勤勞所得 (七百円以上)

俸給及給與

勞働所得

五分

五分

同

三分

同

大正 年 月 日

農民に利ヲ歸スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 日 日

所得ノ種類

所得ノ金額

第一種所得 (100日以下)

第二種所得 (100日以上)

第三種所得 (100日以上)

個人所得

個人所得

個人所得

個人所得

個人所得

個人所得

個人所得

其他所得

五分

乙、総合所得 (但し法人企業ニハ課セズ)

右各個所得ノ中第一種及第二種所得ヨリ

一 老者、癡疾者及幼者ノ扶養費ヲ控除ス

但し總所得合計額 五円以下ニ限ル

ニ對人的ノ負擔利子ヲ控除ス

而シテ所得總額八百円以上ニ對シ累進稅ヲ課ス故ニ所得稅ハ一次及

二次二種ハ 各個課稅

総合課稅

大正 年 各個所得稅額

農民ノ利ヲ略スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ賜ハナキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正五年 月 日

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な手書きの文字列が縦書きで記されている）

大正 年 月 日

吾國に於ける相続税は、概して家督相続に適用される。其の
 得るべきなり故に、現行家督相続に於ける課税は、民法第九八
 九條の「家督相続に於ける課税」を以て、廢止又は、減額せしめ
 遺産相続に依るべき財産移轉に於ては、其の課税の力大に
 課税の見地を以て、課税の廢止又は、減額せしめ、
 尙の改訂を要する。其の相続財産の價格は、相続財産の全部
 同様に課税する。其の課税の額は、三十八年大正に於ける四
 十條の「動産中家
 産什器家具書籍其他日用品等」如き官利の目的を以て所有
 するもの、非なるに相續財産目録中掲記すべきもの、其の課
 税價格は、
 算入スルに及ばざる。其の課税の額は、其の課税價格の
 而して、其の課税の額は、其の課税價格の
 大正 年 月 日

農民に有利なるナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

財産の課税せしむるは、結果として、奢侈的の家
 産、什器、書画、骨董、如き今日ノ社會事實、於テハ、富豪階
 級、於テハ、財産ノ一部ヲ、構成シ、巨額ノ價值ヲ有スルニ、不
 拘ニ、定税セシムルハ、徵税技術ノ困難ニ、ヨリ、ナラズニ、其
 結果、無記名ノ有價証券ノ、如キトシ、其申告ナキヲ、於テハ、
 之ヲ、調査スル事、得ズ、自然脱税ヲ、免レシムルハ、故ニ、
 其利、亦ハ、改定セサルハ、カズ
 此ノ課税ニ、三三條、指定資産ヲ、相續人、又ハ、指定遺産
 相續人、カ、受贈者、トシ、キ、
 課税スルモ、其他、於テハ、課税スルニ、等シ、總テハ、贈與者、
 遺贈者、對シ、受贈者
 課税ノ事、ニ、改定ノ要ス

農民ノ利ヲ、障ハスナリトノ聲ヲ、耳ニスルモ、謂レナシトセス、且、近時、歐米ノ趨勢ニ、鑑ミ、鐵道ニ、代フルニ、道路修築ヲ、以テ

登録税

- 一 無償譲渡ノ不動産及船舶ノ所有権取得事贈與及遺贈ハ相流税ト同率ヲ用レシムル但シ親族以外ノモノハ多少ノ高率ヲ用ル
- 二 不動産及船舶ノ登録税ノ率同トスル事(現行ニ条ニ条)
- 三 不動産賣買ノ登録税ヲ低率トスル

現行税率、税カ民度ニ比シ稍ヤ高率ニ失ルカ其課税價格、實際價格ニ比シ低キヲ普通トシ、又徵税更ニ控テモ多少ノ手加減ヲ行フ慣習アルヲ以テ税率ヲ低下シ實際價格ト登録價

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸メナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
 土地ノ所有權ノ移轉ニ關シテ登録税ノ率ニ關シテ
 一、無償譲渡ノ不動産及船舶ノ所有権取得事贈與及遺贈ハ相流税ト同率ヲ用レシムル但シ親族以外ノモノハ多少ノ高率ヲ用ル
 二、不動産及船舶ノ登録税ノ率同トスル事
 三、不動産賣買ノ登録税ヲ低率トスル

大正 年 月 日

日本銀行の資本額は、昭和十一年（一九一六年）に、十億圓に達した。これは、前年（一九一五年）の九億圓に比し、一億圓の増額を認むるに當り、その増額の大部分は、政府の補助によるものである。

日本銀行の資本額は、昭和十一年（一九一六年）に、十億圓に達した。これは、前年（一九一五年）の九億圓に比し、一億圓の増額を認むるに當り、その増額の大部分は、政府の補助によるものである。

日本銀行の資本額は、昭和十一年（一九一六年）に、十億圓に達した。これは、前年（一九一五年）の九億圓に比し、一億圓の増額を認むるに當り、その増額の大部分は、政府の補助によるものである。

日本銀行の資本額は、昭和十一年（一九一六年）に、十億圓に達した。これは、前年（一九一五年）の九億圓に比し、一億圓の増額を認むるに當り、その増額の大部分は、政府の補助によるものである。

若し、尙此以外多數ノ脱税アリト推定スルニ難カラズ故ニ之ヲ防遏スルニ
 六帳簿記書等ノ此種人若シク其始者ニ付稅義務ヲ負擔セシムト
 其ノ制裁ヲ設ケルニ之レノ爲例ニ獨乙帝印紙稅法ナリ

大正 年 月 日

農民ニ利ヲ歸スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

奈减税(イ)均接税

租税、個人負擔能力ノ適否ヨリテ其良否ヲ決スル此ノ負擔能力
 經濟的ノ能力ニシテ我カ国ノ如キ家族制度ニアリテハ一家經濟ノ
 負擔力ニ適意セシムキ租税ハ第一ニ經常收入ヲ測定シヤニ臨時
 利得ヲ觀測シ最後ニ家族經濟ノ支出ヲ測定セ、殆トト完全ニ
 テ斯クテ國庫要求ヲ脱漏ナク且不及ナク之賦課スル事ヲ得ヘシ
 (イ)收入課税(地租、營業稅、所得稅、糖業稅、茶業稅)ハ奈减税ノ目的ヲ以テ整理スル必要ナシ
 且時世ノ進軍ニ伴ヒ内管ヲ整理シ均接ノ期ニ以テ可ナリトス
 (ロ)利得課税(登録稅、印紙稅、取引稅、對村利得稅)ハ我カ事情ニ鑑ミ
 テ均接ノ期ニ他相當奈减税ヲ行フ必要ニハシ
 (ハ)支出課税(酒稅、醬油稅、鹽稅、石油稅、礦稅、海關稅、酒釐稅)ハ
 酒稅、醬油稅、鹽稅、石油稅、礦稅、海關稅、酒釐稅

大正 年 月 日

農民ノ利ヲ瞻メキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

家ノ生活上必須的ニ消費又ハ使用スルト奢侈的ニ使用消費スル
 シトリテ之等ハ若シ生活程度並ニ擔稅力ノ強弱及上下階級ノ經
 濟能力ニ依リ社會政策上ニ察減稅ハ主トシテ此ノ種支出課稅ニ求メ
 サレハカク政治學上ニ於ケル之等間接稅ノ原理ハ極メテ簡單ニシテ可
 及的日常生活ノ必需品ニ課稅ヲ低クシ擔稅力ニ適應セル課
 稅主義ニ據ラシサレ可ク又ニテ奢侈的ニ使用スル消費ハ多クハ若シ
 ノ享樂的ニシテ以テ自家性情並ニ社會政策上ヨリスルニ寧ク増稅
 セサレ可カラズ

農民ニ利ヲ歸ナシナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
 (一) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (二) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (三) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (四) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (五) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (六) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (七) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (八) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (九) 上等階級 (中等階級) (下等階級)
 (十) 上等階級 (中等階級) (下等階級)

Handwritten notes in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page.

醬油税

醬油の吾人の常生活必須品にして昭和六年、百兩内外ナリシカモ
十二年の増算、由五三、〇〇〇円ニ上リタリトモ、人口増短、伊ノ結果、
奈止スル可トモ、然ラサルモ、醬油造石税ノ税率ヲ低減スルトモ、
醬油税ハ奈止スル可トモ、殊ニ本税制度ノ農民保護ノ爲メ設ケラ
レタルニシテ、人員ヲ一五、〇〇〇人税額七、七三、〇〇〇円ノ少額トモス

砂糖消費税

砂糖消費税ハ昭和十四年、制定ニシテ、砂糖ハ、炭水酸ノ三元素ヨリ成リ
吾人ノ體力及體温維持ニ必要ナルハカラサルモ、ニシテ米穀其他ノ飲食
物中、包含セルモ、其量極メテサナリ、現今社會ニテ、強クシテ生活必需

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ導クナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

内粗糖の四億八千万斤に比し全消費量の六割強を占めたり此
 粗糖の消費量の大半は理の税率より本邦の民衆に比し高率たる
 力ありて我々の民衆の保健並に衛生上最良の政策を以て同題に之を精製
 糖の税率率を生産量の二割程度に低減し一般の民衆に之を容易に
 消費せしめ得る程度に之を降下せしむべきなり

大正 年 月 日

内粗糖の四億八千万斤に比し全消費量の六割強を占めたり此
 粗糖の消費量の大半は理の税率より本邦の民衆に比し高率たる
 力ありて我々の民衆の保健並に衛生上最良の政策を以て同題に之を精製
 糖の税率率を生産量の二割程度に低減し一般の民衆に之を容易に
 消費せしめ得る程度に之を降下せしむべきなり

農民に利を歸せしむるナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

Handwritten text in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page.

歳初増徴税

現行税制ハ逕徴税ニシテ擔荷者對シテ其生計程度ニ應ジ課税
スル事ヲ得ルカ少ク強ニ給付能力ニ適應スル消費税ナルカ如クト最徴
物ノ如キ品類ノ精粗善善意思區深色加工程度一般嗜好ノ厚
薄より高低ノ懸隔著大ナルモノアリテ、單一比例税ハ給付能力ニ
適應セルト謂フヲ得ス殊ニ我カ國ノ機業ノ尚小規模ノ税也
將來一層發達ノ促進セルニハキリナシ、此ノ種租税ノ如ク賦課徴收
ニ極力生産者加ハ産業發達ノ阻害スルモノナシ、余詳報精
査ニテ其弊ヲ除ク如斯ク生活必須品ノ課税ハ廢止スルヲ可ト
ス、又モ西家財政上ノ欲陷ヲ来ス憂アリ利益今ノ如クシテハ
一朝ニシテ之ヲ廢止スルノ不可能ナルヲ以テ他日我カ財政ノ餘裕ヲ生ス

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸ナメキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

Handwritten notes in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is dense and covers most of the page area.

劃温蒸餾法ヨリ提氏百五十度以下ニテ蒸餾スルモノヲ輕油トシ
百五十度乃至二百七十度ノ間ニ於テ蒸餾スルモノヲ燈油トシ二百七十
度以上蒸餾スルモノヲ重油ト稱スルモ學術上複雑ナル關係ヲ有
スルヲ由ルニ内外石油其性質並ニ比重ヲ異ニスルヲ以テ実
際上燈油ト否ル區別的一標準ヲ定ムル身困難ナリ
石油ノ直稅再々塩專賣券ト共ニ三大稅トシテ稅法制定以
來之レカ此難多ク屢々廢止ヲ唱導セラレタリニテ今ヨ石油消費
者ハ農家又ハ山村僻地ニ住スルモノニ屬シ近來電氣瓦斯等ノ
事業發達ニ伴ヒ燈火用ノ需用漸減スルニ及ビ石油發動機其
他工業業費ノ需用ヲ增加ストモ消費稅ヲ負擔スルハ單ニ下
層階級ノ止ルノ狀態ニテ其稅額ニ逐年減サスルノ傾向ナリ

大正 年 月 日

備考ニテ

農民ヲ利ヲ歸ナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

塩専賣制廢止
其の理由は、鹽は生活必需品にして其消費量は富者の少く
労働者階級は多し、社會政策的施設を有するに於て
貧者の負擔最も過重なり
内地塩の製産費は要する事多クテ而カモ品質良收ナラス
及關東州並青島塩、天日製塩にして生産費は低廉ナル而已
ナラス品質利便内地塩及之處ニテ且又生産量豊富ニテ販路
ノ開拓ニ難シ困難ヲセルカ如シ
塩専賣制之等低廉塩ノ移入ヲ制限シ内地高價ノ製塩業者
ヲ保護シ後テ一般消費者ハ高價ナル塩ノ強制的供給ヨリ消費
者ノ負擔ハ決テ輕カラス殊ニ塩専賣ニ於テ得ル財政上ノ收入ハ甚ク

塩専賣制廢止

塩ハ吾人日常生活ノ必需品ニシテ其消費量ノ比例ハ富者ニ少ク
ノ労働者階級多ク、貧者ニ多ク、社會政策的施設を有するに於て
貧者ノ負擔最も過重なり

内地塩ハ製産費ヲ要する事多クテ而カモ品質良收ナラス
及關東州並青島塩、天日製塩にして生産費ハ低廉ナル而已
ナラス品質利便内地塩及之處ニテ且又生産量豊富ニテ販路
ノ開拓ニ難シ困難ヲセルカ如シ

塩専賣制之等低廉塩ノ移入ヲ制限シ内地高價ノ製塩業者
ヲ保護シ後テ一般消費者ハ高價ナル塩ノ強制的供給ヨリ消費
者ノ負擔ハ決テ輕カラス殊ニ塩専賣ニ於テ得ル財政上ノ收入ハ甚ク

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸ナキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

萬内内外ニシテ大正八年度ノ如キ、僅カニ二百萬圓ニ過キスニテ本
 制度、收入ヲ得ルノ主義ヲアラスニテ專ラ供給ノ調節ヲ圖ルノ傾向
 トナリタルカ如シト云フ之カ、国家ノ政費ヲ要スル事尠クサナラス
 故ニ井本制度ヲ廢シ自由販賣トセ、其結果台湾、朝鮮
 ノ移入ヲ増加シ、同地製塩業者ノ利益ヲ因リ之等ニヨリ租税
 收入ヲ増加スヘリ内地製塩業者、生産費低廉ノ天日塩ノ競
 争スル能ハスニテ劣悪ノ塩田、悉ク因園ニ化スルヲ以テ之ニヨリ
 租税收入ヲ裕ク得ヘシムルカ、本制度ノ如キ悪税ノ廢止
 セサシムカラス

農民ヲ利ヲ略スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

Handwritten notes in Japanese, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is partially obscured and difficult to read due to fading and bleed-through.

農民ヲ利ヲ導クナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

奢侈的支費、個人享樂ノ由リテ國家的ニ認フモ如斯支費ハ
 可及的ナキテ欲シ又支生者ノ心裡状態ヨリスルモ割合ニ苦痛ヲ
 感スル事 斯ナク他税ニ比シ一層給付能力ニ適應セシムル一級支生
 階級中ノ普通消費税ハ貧者階級力過重ニ負擔セラルシ富
 者階級ノ負擔力輕キニ失ルル傾向アル故ニ奢侈税ノ如ク富者階級
 賦課ニハ一面消費税ノ不均衡ヲ補正スヘク又一面ノ教育及倫理
 上ニ社會政策上ノ布税ヲ成分苛重ナラシムルハカラス
 奢侈的支費ノ多クハ地方税トシ賦課セリト長煩雜
 ナル租税^{ナリトシテ}其收入^{ナリトシテ}做々^{ナリトシテ}有^{ナリトシテ}ニシテ賦税上好個ノ賦課名ヲ得サル
 ヲ以テ地方税トシテ奢侈的支費ノ色彩ヲ帯ビラサムルハカラス

増税スヘク奢侈税

増税スヘク奢侈税
 奢侈的支費、個人享樂ノ由リテ國家的ニ認フモ如斯支費ハ
 可及的ナキテ欲シ又支生者ノ心裡状態ヨリスルモ割合ニ苦痛ヲ
 感スル事 斯ナク他税ニ比シ一層給付能力ニ適應セシムル一級支生
 階級中ノ普通消費税ハ貧者階級力過重ニ負擔セラルシ富
 者階級ノ負擔力輕キニ失ルル傾向アル故ニ奢侈税ノ如ク富者階級
 賦課ニハ一面消費税ノ不均衡ヲ補正スヘク又一面ノ教育及倫理
 上ニ社會政策上ノ布税ヲ成分苛重ナラシムルハカラス
 奢侈的支費ノ多クハ地方税トシ賦課セリト長煩雜
 ナル租税^{ナリトシテ}其收入^{ナリトシテ}做々^{ナリトシテ}有^{ナリトシテ}ニシテ賦税上好個ノ賦課名ヲ得サル
 ヲ以テ地方税トシテ奢侈的支費ノ色彩ヲ帯ビラサムルハカラス

大正 年 月 日
 此の書は... 税の... 骨牌... 製造... 取締... 必要... 上之... 免許... 主義... 骨牌... 製造... 免許... 主義... 骨牌... 製造... 免許... 主義...

骨牌税

遊戯用ノ主目的ト有做スヘキ伊呂波並ニ歌加留多及政府ノ
 免許ヲ得名モノヲ除リノ外ニ其製造販賣ハ取締必要上之ヲ
 除一組毎ニ金貳拾銭ノ定額税ヲ印紙貼用ヲ納入スルニトセリ
 本税ハ奢侈的享樂ノ消費税ト共ニ賭博税ノ色彩ヲ帯ヘシ
 モノニシテ一國ノ教育並倫理的觀念ヨリ見ルニ之等ノ消費ヲ抑制
 スヘキモノト爲ス

然レ本税ノ制定以來毫モ改正ヲ加ヘス今日ニ及ヒタリト雖其税率ハ
 生活必需品ノ消費税ニ比シ遙カニ低率ニ失スル嫌アルカ故ニ社會政
 策上ヨリ見ルニ之ヲ増率シ現行如キ製成品ノ良否ニ関ス定

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ隆クナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

課税ノ方針改メ五割乃至十割ノ位價税トスルニ妥當トシ

特種免許税

本税ノ特種免許ヲ受ル者ノ賦課スル行房税ニシテ定率口牛數
料トシキモ此テ本邦ニアリテハ撥納力ニ適應セシムルカオノ左ノ標準
ニテ紙課セリ

一等	地租五百円以上 營業稅百五十円以上	四十五円
二等	地租三百円以上 營業稅二十円以上	二十円
三等	右以外ノ者	五円

右ノ如ク資力乏シク職業トシテ特種免許ヲ受ル者ナル者ナルヲ以テ低率課税トシ
其他ノ奢侈税ノ色料ヲ帯ハシムルモ地租ハ一反米當リ最低一円内

農民ヲ利ヲ略メキリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

外 最 高 二 内 内 外、シテ 税 額 三 十 内 未 満、納 税 者 ト 中
 流 階 級、シテ 營 業 税、右 外 形 的 標 準、ヲ 異 セル、以テ 適 確 認 認
 フ、得 サル、概シテ 税 額 二 十 内 未 満、納 税 者 ト 虽、資 力 乏シ
 キ、ト 認 フ、得、故ニ 等、ノ 制 限 区 分、餘リ、簡 單、ニテ 撥 納 カシ
 無 視 セル、如キ 嫌、アル、以テ 更ニ 細 別 課 税、シ 右 者 優 税、見 実 質、ヲ
 具フル、事、ヲ 期、セサル、ヘカ、ス

農民ヲ利ヲ歸トナセリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
 一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

酒類ハ吾人日常生活上於ケル必需品ニシテ定寧口若侈的嗜好
品ニ属シ又ハ衛生保健並ニ道徳上消費ノ節制セシムルノ必要アリ
而シテ其消費額ハ生活程度ノ向上ニ依リテ増加スルノ傾向アリテ
租税トシテハ最モ弾力性ニ富ミ豊富ノ歳入ヲ採タルヲ以テ而シテ
必要ヨリ歳入増収ノ計畫スル場合ハ如左ノ資料ナリ

酒造税

酒類ハ吾人日常生活上於ケル必需品ニシテ定寧口若侈的嗜好
品ニ属シ又ハ衛生保健並ニ道徳上消費ノ節制セシムルノ必要アリ
而シテ其消費額ハ生活程度ノ向上ニ依リテ増加スルノ傾向アリテ
租税トシテハ最モ弾力性ニ富ミ豊富ノ歳入ヲ採タルヲ以テ而シテ
必要ヨリ歳入増収ノ計畫スル場合ハ如左ノ資料ナリ
昭和三年酒造税増収ノ税率低ク其収入額ニ於テモ三十四年内外
ナリシカ累次税率ノ増加ヨリ大正十年の豫算額ハ一八八、三、〇〇〇円、區款
ニシテ而シテ之レカ造石ノ制有ルニ高ハ経済界ノ成長ニ伴フ需用ノ
増減ノ前年同様持越島ノ多寡且其醸造等ヨリ年ヨリ多カ
シ長アルニ人口増殖並ニ生活程度ノ向上ニ依リテ造石高ヲ増加セサルハカ
ラ

大正 年 月 日

農民ニ利ヲ歸ナセキヲナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
酒造 石高 三十一年度 比前年 六倍 相等セリ
焼酎 酒精 六 裁然 凡 区 劃 ヲ 五 倍 能 リ ス ニ テ 現 行 法 ノ 如 キ 輕 率 年
ヲ 稼 ス ル カ 亦 非 常 之 釀 造 高 率 増 加 シ 一 般 國 民 ノ 保 健 上 又 一 衛 生
上 害 心 甚 甚 堪 へ ス 殊 々 此 時 精 巧 ナル 機 械 ヲ 用 ヒ 純 然 シル 酒
精 ヲ 製 造 ス ル モ 燒 酎 ト シ テ 課 税 シ 酒 精 税 ヲ 免 ル 一 弊 害 カ ル ヲ 以 テ

大正 年 月 日

スト長 情 酒 造 石 高、三 十 年 度 以 降 概 シ 漸 減 一 他 同 ニ シ テ 大 正 五
年 度 以 降 幾 分 増 加 セ 且 人 口 増 加 比 此 比 一 人 當 リ 消 費 量 ハ 益 々
減 少 セ リ 以 テ 情 酒 ノ 稅 率 引 上 一 消 費 量 減 少 稅 率 收 入 減 少 一 減 少 一
酒 造 石 高 一 減 少 一 消 費 者 一 下 層 階 級 一 一 稅 率 一 高 率 ナル カ 亦
不 廉 ナル 濁 酒 ヲ 消 費 スル ヨリ ハ 強 烈 ナル 燒 酎 ノ 少 量 ヲ 得 テ 嗜 好 ノ
満 足 ヲ 得 ン 傾 向 カ ル ヲ 如 キ 燒 酎 一 逐 年 漸 増 一 傾 向 ニ シ テ 大 正 八
年 度 比 三 十 一 年 度 比 前 年 六 倍 相 等 セ リ

農民ヲ利ヲ導ナキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日
酒税ノ造石税ノ廢スルカ又ハ酒精ト同率程度ノ雜稅トシテ負
担ノ均衡ヲ圖ルト共ニ一面燒酎ノ嗜好ヲ抑制セシメ濁酒又ハ情
酒ニ轉セシム事ハ稅制政策トシテ最モ當リ得ルモノナリ
白酒及味淋ハ酒類中ヲリテモ奢侈ノ色彩濃厚ニ屬スルモノニテ逐年
増加セリ之レハ生活ノ向上ヨリ然ラシムルモノニシテ尚増率ノ餘地大ナリ
麥酒ハ明治初年ニ於テハ造石數一萬三千石ニ過キカリしか大正八年ニ六
十七萬七千石ニ達シ高年後益々増加スルヲ以テ酒税率ノ引上ヲ可トス
酒税ノ圖ルル法令ノ統

58
明治九年法律第六號酒造稅法以外十四件ノ多岐、尙且リ其稅率毎
取扱煩雜ニシテ其取締之云々法規ノ如キハ同業及リ若法令ノ揚クニ事後
ニ重複セムヲ以テ等々整理スルニ要ス
大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸メテナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

Handwritten text in vertical columns, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is dense and covers most of the page area.

課税ノ權衡上増設スヘキ租税

租税負擔ノ不公平ハ豈一般生活ノ不平均ヲ伴ヒ延テ社會ノ基礎ヲ動搖セシメ一國興衰ノ岐ル所ナルヲ以テ填産政策其權衡ヲ因テハヘカラス凡ソ吾人ノ經濟上ニ於ケル税際ハ千差萬別ニシテ或ハ税法ノ不備ニ基キ~~連~~連税~~又~~個人ノ收入、利得、消費ヲ表現スル物件ニシテ課税ノ普及セサルヲ以テ負擔不正ノ原則上必ス權衡上ノ課税ヲ設ケテ矯正セサルヘカラス税法ノ不備ニ因リテハ既ニ述ヘル如クナルガ其課税上ノ脱漏~~等~~將來文化及經濟ノ進歩發達ニ伴ヒ増加スヘキ傾向ルヲ以テ漸次補正セサルヘカラス而シテ現今ノ課税制度ニ於テハ左ノ數件ヲ重要ナルト認ム

大正 年 月 日

農民ヲ利ヲ歸ナシナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正二年 月 日
 一、棉織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 二、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 三、毛織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 四、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 五、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 六、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 七、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 八、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 九、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、
 十、絹織物ノ税率ハ、前年ノ税率ニ比シテ、

メリヤス及フイルト課税

莫大小ノ如キハ織物ニテ編物ニ属シフイルトモ單ニ織維ヲ凝
 着シタルモノナリト雖兩者共、織物ト同一用途ニ供セラレ漸次綿織
 物又ハ毛織物ノ需用範囲ヲ侵蝕スル傾向アルヲ以テ織物課税
 ノ權衡上之ニ消費税ヲ課スル必要アリ而シテ税率ハ織物消費税
 ト同率ニテ可ナリ

莫大小及フイルトハ最近著シキ發達ヲ来シ從テ輸出品額モ漸
 増ノ傾向ヲ有シ本邦重要輸出品ニ属スルヲ以テ輸出品ニ對シテハ
 織物ニ於テト等シク免除シテ斯業ノ發達ヲ保テ便セサレ可カラズ
 有價証券賣買取税

現行税制ニ於テハ不動産ニ對シテ課税多キニ比シテ動産ニ

大正 年 月 日

農民ニ利ヲ歸スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

Handwritten notes in cursive script, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is mostly illegible due to fading and the angle of the page.

利益より食酢の製造高、最近税務署の調査より三十三萬石内外に過ぎる課税率は含有錯酸の度数に應じ課税せむべし
ラス

瓦斯電燈税

瓦斯電業の發達に伴ひ燈火油トシテ石油消費税ハ殆ント
農家又ハ山村僻地ニ住ルモノ若クハ下層階級者ニ屬シ同税及
消費税重課ノ負擔アルモ瓦斯電燈ノ消費若クハ多クハ上中階級
ニシテ擔納力モ大ニシテ何等ノ負擔アルナシ
現今地方税トシテ電柱又ハ瓦斯管ニ課税之若クハ納付金ヲ徴
スルトノ親見モ石油消費税ニテ地方税ノ負擔アルヲ以テ本税ヲ
徴クニ何等ノ支障ナシ税率ハ電球大小ニ依リ累進課税ヲ可トス

大正 年 月 日

華民ヲ利ヲ歸ナナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

大正 年 月 日

兵役、国民絶對的ノ義務ニシテ却テ名譽トスル所ナリ以テ
 決シテ負擔ノ公正等ヲ以テ論スヘキモノニ非ラシテ不合格者ト兵役稅
 ヲ課スルニ於テハ兵役ハ一有給賦役ナリトノ誤解ヲ生セシムルナ
 リト虽兵役ハ一般国民ノ絶對的義務ナリト虽不合格者又ハ活
 藏者ノ為メ兵役ヲ免シ名モト合格者ト一家經濟ノ向ニ於テハ
 非常ニ負擔ノ權衡ヲ失スルヲ以テ兵役ヲ免シタル国民ノ負擔
 カハ兵役者ニ比シ餘裕アリテ之ヲ國家為メ提供セシムル最モ
 其方ヲ得名モト謂ハサル可カズ

而シテ兵役ノ免除者ハ毎年五十萬人内外ナリ稅率ハ人頭稅的ノ課
 稅ヲ以テ可ナリトス

兵役稅

大正 年 月 日

兵役、国民絶對的ノ義務ニシテ却テ名譽トスル所ナリ以テ
 決シテ負擔ノ公正等ヲ以テ論スヘキモノニ非ラシテ不合格者ト兵役稅
 ヲ課スルニ於テハ兵役ハ一有給賦役ナリトノ誤解ヲ生セシムルナ
 リト虽兵役ハ一般国民ノ絶對的義務ナリト虽不合格者又ハ活
 藏者ノ為メ兵役ヲ免シ名モト合格者ト一家經濟ノ向ニ於テハ
 非常ニ負擔ノ權衡ヲ失スルヲ以テ兵役ヲ免シタル国民ノ負擔
 カハ兵役者ニ比シ餘裕アリテ之ヲ國家為メ提供セシムル最モ
 其方ヲ得名モト謂ハサル可カズ

農民ヲ利ヲ曉ナメキナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩
地方自治の進歩

議案

經濟攻究會第一回總會ノ決議ニ依リ稅制改正ニ関スル研究ヲナス為メ特別委員ヲ設ケテ調査中ノ所同委員會ハ先ヅ直接國稅中ノ所得稅地租營業稅ノ三稅ニ就キ審議ノ結果左ノ改正案ヲ可決セリ。

稅制改正原案

現行直接國稅ノ體系ヲ改メ一般所得稅ヲ中樞トシ之ガ補完稅トシテ財產稅ヲ新設スルノ利弊ニ就キテハ研究ノ餘地アリ從ツテ地租及營業稅ヲ地方ニ委讓スルコトハ現情ニ於テ困難ナリト認ム仍テ現行稅制ノ根本組織ニ對シ急激ナル變更ヲナスコトヲ避ケ一般ニ負擔輕減

カラススル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ債務擴張ノ藉ト
農民ノ利ヲ略スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

ノ趣旨ニ基キ現行法ニ適當ナル改正ヲ加ヘ以テ其弊害缺點ヲ緩和除去スルコトヲ期ス

(一) 所得

三種所得ニ綜合セル法人ノ配當ヲ第二種所得ニ移スコト

(二) 國債ノ利息ニ課税スルコト

(三) 貯蓄預金以外ノ銀行預金利息及信託預金利息ニハ統一率ヲ第二種所得税ヲ課スルコト

(四) 社債及預金利息ニ對スル税率ヲ公債ノ利息ニ同率百分ノ四ニ引下ルコト

(五) 第三種所得ノ免稅點ヲ千五百圓ニ引上ルコト

(六) 税率數ノ減少ノ累進率ヲ小ナシムルコト以テ多少ノ種別ニ限行税率ハ累進率ナクシテ一律ニシテ之ヲ所得税ニシテ中程ノ租税ノ減税ノ必要ナシ租税ノ累進率及日常生計必需品課税ノ如キ同様の消費税ヲ廢除税ニシルコト

六、第三種所得ニ對スル税率數ヲ半減スルト共ニ各税率ヲ平均三割方引下ルコト

(一) 地租ハ土地ノ時價ヲ標準トシテ課税スルコト

(二) 地價ハ五年毎ニ納稅者ノ申告ニ基キ其選舉ニシタル審査委員ノ評價ニ依リ修正スルコト

(三) 畑宅地所有者一戸ニ付畑一町步宅地五坪ヲ總テ畑宅地所有地ヨリ除外シ課税ヲ免除スルコト

(四) 畑宅地所有地ヨリ除外シ課税ヲ免除スルコト

カラスル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ墾勢擴張ノ爲ト

農民ヲ利ヲ啗ノナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

(四) 收益主義 四、税率ノ差別ヲ撤廃シ、一律ノ税率ヲ課スルコト

一、税率ノ差別ヲ撤廃シ、一律ノ税率ヲ課スルコト

(別表第一、第二参照)

(一) 異徴

(二) 如キ姑息の整理ヲ推シ

(三) 營業稅

税率ヲ低減シ免稅照ヲ引上ゲ利益皆無ノ場
 課稅標準ハ利益ヲ測定シ易キモノヲ擇ビ大
 者數ヲ以テ特殊ノモノニ限リ賣買金高請
 金額、報償金ヲ標準トシ建物賃賃價格ハ原
 則トシテ課稅標準ヨリ除外スルノ方針ヲ取
 課稅標準ハ利益ヲ測定シ易キモノヲ擇ビ大
 者數ヲ以テ特殊ノモノニ限リ賣買金高請
 金額、報償金ヲ標準トシ建物賃賃價格ハ原
 則トシテ課稅標準ヨリ除外スルノ方針ヲ取

(三) 只物品販賣業及席貸旅人宿料理業ニ、
 例外トシテ存置スルコト

課稅標準ヲ簡單ナラシメ課稅種目モ成ル可
 少クシ小規模營業ニハ課稅セザルコト
 (別表第四参照)

四、改正業稅率表

業	目	課稅標準	稅率	課稅最限
---	---	------	----	------

(一) 地租、營業稅、收益稅、所得稅トシテ徵稅費ヲ減ヤス

(二) 現今の營業稅、所得稅、所得稅調査、ヨリ同一稅率ニ因シ重複調査ヨリ
 最も負擔ヲ公平ナラシム所爲ヲ正確ニ測定スル所爲

(三) 所得稅ト重複セズ

所得稅補完稅トシ極多輕微ナラシム所爲得稅ハ負擔利子、一家ノ生計費、
 一家ノ剩餘ヲ課稅スル以テ個々ノ所得ニヨリ觀察スルハ重複ノ嫌ナキ非ト最個々ノ所得ヨリ總合シテ純剩餘トシテ
 累進課稅ノ最も合理的ナリ

所得稅補完稅トシ極多輕微ナラシム所爲得稅ハ負擔利子、一家ノ生計費、
 一家ノ剩餘ヲ課稅スル以テ個々ノ所得ニヨリ觀察スルハ重複ノ嫌ナキ非ト最個々ノ所得ヨリ總合シテ純剩餘トシテ
 累進課稅ノ最も合理的ナリ

所得稅補完稅トシ極多輕微ナラシム所爲得稅ハ負擔利子、一家ノ生計費、
 一家ノ剩餘ヲ課稅スル以テ個々ノ所得ニヨリ觀察スルハ重複ノ嫌ナキ非ト最個々ノ所得ヨリ總合シテ純剩餘トシテ
 累進課稅ノ最も合理的ナリ

(四) 收益主義 四、税率ノ差別ヲ撤廃シ 税率ノ差別ヲ撤廃シ 税率ノ差別ヲ撤廃シ 税率ノ差別ヲ撤廃シ

(別表第一第二参照)

(一) 異徴 (二) 異徴 (三) 營業稅

税率ヲ低減シ免稅點ヲ引上げ利益皆無ノ場
 課稅標準ハ利益ヲ測定シ易キモノヲ擇ビ大
 體ニ於テ資本ヲ標準トシ之ニ配スルニ從業
 者數ヲ以テ特殊ノモノニ限リ賣買金高請
 負金額、報償金ヲ標準トシ建物賃貸價格ハ原
 則トシテ課稅標準ヨリ除外スルノ方針ヲ取
 得スルニシテ所屬稅ノ補充稅トシテハハシ

(三) 只物品販賣業及席貸旅人宿料理業ニ
 例外トシテ存置スルコト
 課稅標準ヲ簡單ナラシメ課稅種目モ成ル可
 ク少クシ小規模營業ニハ課稅セザルコト
 (別表第四参照)

改正業稅率表

業目	課稅標準	稅率	課稅最低限
----	------	----	-------

物品販賣業	資本金	千分ノ二	資本金三千円
建物賃貸價格		千分ノ三十	
從業者		一人ニ付一円	

斯ル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ實業振興ノ名ニ
 利ヲ歸シメキリナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

銀行業
保險業
無盡業

資本金
從業者

十分之三
一人二百円

金銭貸附業

資本金
從業者

十分之三
一人二百円

資本金 三千円

證券賣買業

賣買高
從業者

五分ノ五
一人二百円

物品貸附業

資本金
從業者

十分ノ三
一人二百円

全 三千円

製造業

資本金
從業者
職役者

十分ノ三
一人二百円
五十銭

〃 五千円

印刷業
出版業
写真業

資本金
從業者
職役者

十分ノ二
一人二百円
五十銭

〃 三千円

運送、運河、
棧橋、船舶修場
物品陸揚場、運送
取扱業、倉庫業

資本金
從業者
職役者

十分ノ三
一人二百円
五十銭

〃 三千円

カラススル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ黨勢擴張ノ爲ト
農民ニ利ヲ歸スナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ

鐵道業

資本金 千分、三
從業者 一人二百一円
職工 〃 五十銭
勞後者

請負業

請負金 千分、四
從業者 一人二百一円
職工 〃 五十銭
勞後者

席貸業
料理業

建物賃賃價格 千分、百二十
從業者 一人二百一円
建物賃賃價格 三百円

旅人宿

建物賃賃價格 千分、七十五
從業者 一人二百一円
建物賃賃價格 三百円

周施、代理、仲立
問屋、信託業

報償金 千分、二十
從業者 一人二百一円
報償金千円

借入金ハ資本ニ算入ス

カラススル地方ニ産業振興資源開發ノ名ノ下ニ巨資ヲ投スルハ其ノ意ヲ解スルニ苦シム所ニシテ或ハ債務擴張ノ爲ト
農民ヲ利ヲ歸スルナリトノ聲ヲ耳ニスルモ謂レナシトセス且近時歐米ノ趨勢ニ鑑ミ鐵道ニ代フルニ道路修築ヲ以テ